

十九八七  
用の第適初発発  
利利二用期行行  
率子期利利価日  
の以率子格  
適後の

六五四  
振額最  
替低發  
単額行  
位面額  
金

三二一  
用振法  
等替條  
項及法  
の適之  
名稱及  
び根拠  
號記

○基年  
づ財務省告示第  
向け國債の發行等に關する省令（平成十四  
年六十八号）第四条第十四項の規定に  
平成二十一年七月十五日に發行した個人  
債券の發行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十二年七月二十八日

財務大臣 野田佳彦

、子年年額平す額の振替  
發計算當面成るの記載法の規  
行から期間たり、各利返開始日利払期前  
までにおけの期間が九た利  
の記録によることと金額は、最も低額のと  
記録による振替も口座簿

一百額の振替機関は日本銀行とし、その規  
万六十八万円五百六十億五千九千九百九  
額以下「振替法」という。この規  
律（平成十三年法律第七十五号）第四十六  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第三十一回  
特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第一項）  
個人向け利付國庫債券（変動・  
十年）（第三十一回）

十 十 十 十 十  
七 六 五 四 三

の 中 払 払 償 償  
取 途 达 达 還 還  
扱 換 場 期 金 額  
い 金 所 日 限

平成三十一年七月十五日  
額面金額百円につき百円  
平成二十二年七月十五日  
日本銀行の本店又は支店  
中途換金の買取りは、平成二十  
三年七月十五日以後において行

額面金額 ×  $\frac{0.48}{100} \times \frac{1}{2}$   
 每年七月十五日及び一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により出した金額を支払う。

#### 第十号に規定する第二期以後の利子の適用利率

十二

十一 初期利子

うこととし、その買取金額は、区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十四年一月十五日から平成二十三年七月十五日までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 ×  $\frac{8.0}{100}$  + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 ×  $\frac{8.0}{100}$  - 受入経過利子に相当する金額)

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に関する省令第六十八号(平成十四年財務省令第44号)第二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零子とされる(次号において同じ。)。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.48}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日  
から発行日までの日数

## 中途換金の特例

(二) 平成二十四年一月十五日以

十九  
元利金支  
払場所

(一) これらはの算出に並り算出  
した金額とする。  
平成二十三年七月十五日から  
の額面金額 - (初期利子に相当する金額 ×  $\frac{80}{100}$  + 経過利子に相当する金額) + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額 )  
（二）